

当文教厚生委員会に付託された案件については、6月30日、午後1時から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第44号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

放課後児童クラブ整備工事について、当該小学校は生涯学習施設として一般開放を行っているが、どのような影響があるか。とに対し、

現在、放課後児童クラブ施設に転用する2つの会議室は、それぞれ学校用と生涯学習用として利用されています。改修に合わせ代替施設として、1階の交流ラウンジに会議室1室を設け、今後は、この会議室を平日の日中、学校が使用し、それ以外の時間は生涯学習施設として開放します。とのこと。

学校の校舎内で初めての放課後児童クラブの運営になるが、既存の事業所との公平性についてはどのように考えるか。とに対し、

今回の施設整備については、必要最低限の整備を市で行うもので、それ以外の整備や光熱水費等の負担は運営団体が行う事になります。また、運営に際しての委託料や補助金についても他の事業所と同条件となります。とのこと。

放課後児童支援員等資質向上研修委託料について、研修の受講対象者は何人か。また、この研修を今後も継続して実施していくのか。とに対し、

40～60名程度を対象として実施を予定しています。事業所からも、このような研修の開催の要望が多くあるため、継続的に実施していきたいと考えています。とのこと。

要・準要保護児童就学奨励事業について、どのような内容か。とに対し、

新入学児童生徒学用品費について、国の要保護児童生徒援助補助単価の引き上げに準拠し、準要保護児童生徒就学援助費を小学生で20,470円から40,600円に、中学生で23,550円から47,400円に引き上げるものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第45号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

地域介護予防活動支援事業補助金について、補正予算での対応となった理由は何か。とに対し、

当補助金については、今年度から実施するものであり、29年度予算編成時に想定していた団体数を超えるボランティア団体等からの申請があったことから増額し対応したいとするものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第48号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第50号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第52号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

今回のような事故がある度に各関係施設に点検の指示が出されているが、フォローは充分しているのか。とに対し、

今後は、点検の実施とともにその結果の報告を受け状況把握をし、再発防止に努めます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。